

## 福山都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，福山都市計画区域においては，「誇りと愛着のもてる自然環境と調和したまち ふくやま」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

福山都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
主要用途の配置の方針 .....	3
土地利用の方針 .....	3
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	4
交通施設の都市計画の決定の方針 .....	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....	6
その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	7
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	7
主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	7
市街地整備の目標 .....	7
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	7
基本方針 .....	7
主要な緑地の配置の方針 .....	8
実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	9
主要な緑地の確保目標 .....	9

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

福山都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする国道10号や鹿屋市を起点とし野田町を終点とする国道504号、宮崎県宮崎市を起点とし国分市を終点とする国道220号の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、鹿児島市から北東へ約40km、大隅半島の北部、福山町のほぼ中央部に位置する。

藩政時代において、この一帯は九州一の規模を誇る大牧場として数多くの軍馬を生産していた。また、福山港のある海岸地帯は、この時代から昭和初期に至るまで、大隅半島の物資の集散地として栄えた。

鹿児島湾に面した海岸地帯は、年平均気温18.7℃、一部には無霜地帯もある温暖な気候で、傾斜地を利用した錦江パール(小みかん)等の果樹栽培や伝統的な黒酢の生産が基幹産業である。一方、牧之原地区を中心とする高原地帯は、年平均15℃と夏場も冷涼な気候で、鹿児島黒牛等の畜産が盛んである。このように本区域は、異なる2つの自然環境を持つ地域で構成されている。

本区域は、海岸地帯で南北に国道220号が縦断し、牧之原地区では大動脈の国道10号と国道504号が交差することから、大隅半島における陸上交通の要衝となっている。昭和25年の約12,000人をピークに減少を続けている人口は、宅地開発や交流施設・総合運動公園等の整備が進んでいる牧之原地区に限り増加傾向であり、北部を通る東九州自動車道の開通を契機に、近隣市町のベッドタウンとして、交通や住環境などの生活基盤の充実が必要である。

一方、背後地が急峻で平地の狭い海岸地帯では、市街地の求心力低下、地域産業の停滞、少子高齢化及び若者の流出が課題となっており、賑わいや活力を取り戻す交流・海洋性レクリエーション施設等の整備が必要である。

このように、本区域では、伝統と自然特性を活かした特色ある産業を継承しながら、温暖な湾岸地帯と冷涼な高原地帯の自然環境を十分に活かし、道路交通体系の整備や新たな産業育成・企業誘致と観光の振興等を進め、既成市街地の再整備によって、環境と調和した個性あるまちづくりを行う。

以上のことから、

「誇りと愛着のもてる自然環境と調和したまち ふうやま」

を本区域の基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の2つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

交流によって活気を感じられるまちづくり

交流人口、定住人口を増やすため、住民や来訪者が賑わいや活気を感じられるまちづくりを進める。人々を惹きつけ、交流を生み出すまちとして、海岸地帯の海洋性レクリエーションと高原地帯のスポーツ・レクリエーション施設等の整備を進めるとともに、良好な自然環境の保全を図り、人々の交流や憩いの場を生み出すまちづくりを目指す。

水と緑と調和した住みよいまちづくり

水と緑の豊かな自然環境と交通利便性の高い立地特性を活かし、街路や公園等の生活基盤の整備を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### 福山海岸地域

福山海岸地域は鹿児島湾岸に面し、大隅半島西部の南北軸である国道220号に沿って細長く市街地が形成され、主に中央地区と小廻・大廻地区こめぐり おおめぐりに集落が分布する。背後には急峻な傾斜地が迫り、正面には鹿児島湾の雄大な景色が広がる。この一帯には、福山町役場や福山港、病院、文教施設、美術館などの主要な公共公益施設が連なっていることから、“生活・文化拠点”として位置づける。また、福山港周辺を“海洋性レクリエーション拠点”として位置づける。

### 牧之原高原地域

国道10号と国道504号が交差し、交通利便性が高く、夏場の冷涼な気候と豊かな緑に包まれる牧之原高原地域は、“都市中心核”であり、人口も増加傾向で、近隣市町のベッドタウンとして、住みやすい住環境の整備が必要である。住宅団地の整備や西牧之原工業団地への企業誘致とともに、街路等の都市基盤の整備を進め、自然環境と調和した魅力的な都市空間づくりを進める。

さらに、“都市中心核”として、既存店舗を中心とする商業地の形成を図るとともに、福山町活性化センターや福山町ふくふくふれあい館、整備進捗中の福山町総合運動公園を中心に、住んでいる人も、訪れる人も同時に楽しめる“観光・レクリエーション拠点”づくりを進める。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口はこれまで減少傾向にあるものの、国分市・隼人町等の近隣市町のベッドタウン的な性格を明確にしつつあり、近年、人口減少は鈍化している。しかし、今後も人口は減少すると予測される。

一方、製造品出荷額が増加すると予測されるが、産業による将来的な土地需要は、現市街地内で対応可能であり、本区域における急激かつ無秩序な市街地の拡大はないものと判断される。

市街地外は農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制により、良好な自然的環境の保全が十分対処可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

##### a 商業・業務地

国道 10 号と国道 504 号の交差する牧之原地区を“商業・業務地”として位置づける。牧之原地区には福山町役場牧之原支所をはじめ、公益施設や既存商業・業務施設の集積が見られるほか、周辺には福山高校、牧ノ原養護学校などの文教施設、総合運動公園を中心とした交流施設が整備されつつある。

また、海岸地帯に位置する中央地区を福山町役場をはじめ、病院や文教施設の既存集積を活かした“業務地”として位置づける。

今後、国道沿線の既存商業施設との調和を図りながら、地区住民の日常購買需要や生活サービスを賄う身近な生活拠点となる商業・業務地を配置する。

##### b 工業地

国道 10 号と国道 504 号へのアクセスの利便性から、牧之原地区の西牧之原工業団地を本区域の生産機能の中心となる“工業地”として位置づける。

今後、企業立地を進めるため、街路等の基盤整備とともに、周辺の良好な自然環境や住宅地に十分配慮し、それらと調和した企業誘致や生産環境の整備に努める。

##### c 住宅地

牧之原地区は、国分市をはじめとする周辺市町のベッドタウン化が進みつつあるため、低密度で良好な低層住宅地の形成を目指す。また、この地区については、交通利便性が高く、豊かな自然環境と調和したゆとりのある住環境整備を図る。

##### 土地利用の方針

##### a 居住環境の改善又は維持に関する方針

牧之原地区については、骨格的な交通基盤整備を進めると同時に、オープンスペースの確保として、緑地・公園等の拡充に努める。また、高齢者・子育てに配慮した基盤整備を進め、自然環境と調和した住環境整備の拡充を図る。

中央地区および小廻・大廻地区においては、主要幹線道路沿道の土地の有効活用を図るとともに、急傾斜地崩壊危険箇所への対策を進め、自然災害に強いまちづくりに努める。また、自然景観に配慮した住環境の整備を図る。

b 優良な農地との健全な調和に関する方針

海岸線から鹿児島湾沿いの傾斜地などに広がる農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

c 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域の大部分は、保水力が小さく表土の流失しやすいシラス土壤であり、集中豪雨の多い気象条件であることから、災害防止の観点で市街化の抑制が重要である。従って、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。福山海岸地帯の低地部については、ソフト面での高潮、津波危険地域災害防止対策を講じるとともに、市街化の抑制に努める。

また、災害防止に資する保安林等は、その維持・保全を図る。

d 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸地帯から続く斜面樹林地は、優れた自然環境を有することから、今後ともその自然環境の保全に努める。

また、牧之原台地の丘陵地は、良好な自然環境を有するとともに、水源涵養地であることから、今後ともその保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として、東西方向に国道 10 号及び南北方向に国道 220 号、国道 504 号が位置している。

既に国道 504 号については、概ね整備が完了しているが、国道 10 号及び国道 220 号については一部の区間に歩道整備がなされていない箇所が存在する。

今後は、東九州自動車道の開通によって増大する交通需要や車両の大型化に対応していく必要があり、また、地域内に数多く残されている狭隘な生活道路の改良等も必要である。さらに、高齢化の進展に伴う交通弱者への対応についても取り組まなければならない課題である。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次の基本方針のもとに整備を進める。

通過交通と地区内発生交通との分離を図り、各道路の機能分担を明確にし、必要に応じて改良を行う。また、不足する機能に対して積極的に整備を行い、自動車交通の円滑な流れの確保に努める。

交通量の増加への対応として、片側二車線化や幅員の拡幅・線形の改良、歩車道の分離など、総合的な交通体系の計画に努める。

歩行者の安全性・快適性を確保するため、道路景観対策やバリアフリーに配慮した歩行者空間の形成に努める。

#### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

本区域は、大隅半島の陸の玄関口であり、東九州自動車道の開通によってさらに増大する交通需要に対処するとともに、地域住民や周辺市町の人々が利用しやすい道路整備として、次の方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
高規格幹線道路	広域的なネットワーク形成を図るため、以下の道路を配置し、整備促進を図る。 都市計画道路 1・3・1 号末吉国分線(東九州自動車道)
主要幹線道路	本区域の重要な都市軸として、歩行者の安全性を確保しながら、円滑な広域交通処理のための整備拡充を図る。 国道 220 号 国道 10 号 県道志布志福山線
都市幹線道路	都市幹線道路として、狭隘道路の改良等を進め、区域内交通の円滑化及び安全性の確保を図る。 県道比曾木野福山港線 町道東牧之原線 町道西牧之原線 町道牧之原十字線

#### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。



種 別	施 設 名
道路	主要幹線道路： 国道 220 号 都市幹線道路： 県道比曽木野福山港線 町道東牧之原線 町道西牧之原線

## 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

生活排水処理対策は、衛生的な生活環境を形成する上で重要である。本区域は、大淀・菱田川水系の源流部に位置し、下流域に対する水質保全の観点からも重要である。今後とも、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、整備を進める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

本区域においては、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、公共下水道の調査研究を進め、当面は合併処理浄化槽の普及を図る。

##### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

当面は「福山町生活排水対策推進計画」に基づき、合併処理浄化槽の普及に努める。

#### イ 河川

河川については、区域の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。必要に応じ、治水対策上の護岸整備や親水施設整備等を進める。

### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を実施する予定の主要な事業はないが、必要に応

じ整備を検討する。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設をはじめ，住民が健康で文化的な居住環境の下で日常生活を送れるよう，自然環境と調和した良好な生活環境の形成に努める。今後，人口の動向や市街化の状況を踏まえ，適正かつ計画的な施設配置を進めていく。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域においては，国分地区衛生管理組合による共同のごみ処理を行っており，今後は，住民の協力を得ながら，ごみ減量と再資源化を進める。

イ 汚物処理施設

本区域においては，国分地区衛生管理組合による共同の汚物処理を行っているが，し尿総量は増加しており，周辺町と連携を図りながら処理場の改造または新設を検討し，整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

種 別	名 称
汚物処理施設	(仮)国分地区汚泥再生処理センター(区域外・拡充)

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の牧之原地区は，国道 10 号と国道 504 号が交差する交通の要衝であり，人口も増加傾向にある。小規模ではあるが宅地開発も進み，また，総合運動公園等も建設中である。この地区に対しては，新たなまちの顔となる健全な市街地の形成が必要とされることから，今後の市街化の動向を踏まえ，面的な事業の導入等も念頭に置き，計画的な都市基盤の整備を検討する。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の主要な事業はないが，必要に応じ検討を進める。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域の地形は，西部の海岸地帯の低地部から斜面緑地を境にして，東

部に台地状の地形が広がっており，温暖な気候の海岸地帯と冷涼な気候の高原地帯に大別される。

海岸地帯には，史跡が多くあり，宮浦宮の「夫婦イチョウ」をはじめ，「田中邸庭園」や「大廻の小みかん」などの文化財や天然記念物等も数多く存在している。

また，高原地帯は緩やかな丘陵地にあり，南側には鹿児島湾や桜島を一望できる，優れた自然景観を有する狐ヶ丘高原がある。

今後，このような自然環境と歴史的資産を地域の個性を継承する重要な資源として保全するとともに，観光・レクリエーション活動や災害対策等との調和を図りながら，公園・緑地の適正配置や地域資源の有効活用を進め，良好な環境づくりを目指す。

#### 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	海岸地帯	すぐれた自然景観地として，斜面緑地等の保全を図る。
	高原地帯	優れた景観を有する良好な丘陵地などの保全を図る。
	市街地内の緑地	良好な屋敷林，寺社の緑等の保全を図る。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	海岸地帯に海洋性レクリエーション，高原地帯に交流施設を中心としたレクリエーション機能を配置する。
	海岸地帯	福山港周辺を中心に海水浴場や緑地帯などの海洋性レクリエーション機能を配置する。
	高原地帯	総合運動公園の整備を進め，そこを核とした自然体験型観光ゾーンを配置する。
c 防災系統の配置	区域全体	遮断要素によって分断されない避難区域を設定し，防災対策の一環として避難地，避難路，緑地等を配置し，市街地内のオープンスペースの確保を図る。
	海岸地帯 高原地帯	十分なオープンスペース等の確保に努める。
d 景観構成系統の配置	区域全体	海岸地帯から続く斜面緑地，高原地帯の丘陵地などすぐれた自然景観を形成している緑地の保全を図る。また，市街地内に分布する神社・屋敷林等の都市景観に資する緑地の整備保全を図る。

	海岸地帯	斜面緑地の保全を図り、ウォーターフロントの水辺景観と一体となった景観形成を進める。
	高原地帯	丘陵地の自然環境の保全とともに、自然遊歩道などの整備を進める。
e その他	区域全体	快適な生活環境を確保するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の各機能を総合的に勘案し、地区の特性に応じて適性に緑地を配置し、その保全、整備を図る。

#### 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域の地形は、牧之原高原地域を中心とした台地と海岸地帯の福山海岸地域から構成されており、それぞれ、豊かな自然環境と文化財等を有している。今後、都市化が進展する中で、自然環境と歴史資源等を一体化した地域景観として保全するとともに、近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や災害時における避難地・避難路の確保等に対処するため各種機能に応じた公園・緑地・緑道の適正な配置を検討する。

#### 主要な緑地の確保目標

##### a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
公園等	福山町総合運動公園	約 30.0 ha
	(仮称)福山海岸公園	約 1.1 ha

##### b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定のある地区はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

# 福山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

住宅地	農業ゾーン	観光・レクリエーション地区	高規格幹線道路（概ね10年以降）	公園・緑地（概ね10年以内に整備）
商業地	樹林地ゾーン	主要幹線道路（概ね10年以降）	主要幹線道路（概ね整備済み）	公園・緑地
業務地	大規模施設地区	主要幹線道路（概ね10年以内に整備）	都市幹線道路（概ね10年以降）	港湾・漁港・空港・飛行場
工業地		主要幹線道路（概ね10年以内に整備）	都市幹線道路（概ね10年以内に整備）	河川・海・湖沼
		主要幹線道路（概ね10年以降）		都市計画区域界

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

